

【国際研修・共同研究】

インドネシア法整備支援 第15回本邦研修

国際協力部教官

坂本達也

第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）インドネシア法整備支援プロジェクトに関し、令和5年5月17日（水）から同月27日（土）まで（移動日を含む）、インドネシアの裁判官15名を研修参加者として日本に招き、インドネシア法整備支援第15回本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本稿では、本研修の概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 本研修の背景及び目的

1 インドネシアでは、2015年12月から2021年9月までに実施されたJICAプロジェクト「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」に引き続き、同年10月から2025年9月までの予定で、「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を開始した。

本プロジェクトは、インドネシア最高裁判所（以下「最高裁」という。）及び同法務人権省法規総局をカウンターパートとして、ビジネス界における法的な予見可能性を改善するための人材育成を目的として実施されているものであり、最高裁は、前プロジェクトに引き続き、本プロジェクトにおいて、知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力の向上を目指し、①知財事件に関する裁判官向けの研修の計画立案及び実施並びに講師の育成や、②知財事件に関する判決集（ケースブック）や手引書（ガイドブック）等の執務参考資料（商標に関するケースブックが完成し、現在は、商標ガイドブックの作成中である。今後は、特許や著作権に関するケースブック及びガイドブックの作成を予定している。）の作成活動を行っている。

2 新型コロナウイルス感染症拡大により本邦研修を実施することができない状態が3年以上にわたって続き、その間に本プロジェクトが開始するに至ったため、本研修は本プロジェクトにおける初めての本邦研修である。

本研修のテーマにつき、インドネシアで知財事件の第一審を扱う商事裁判官からは、最も事件数の多い商標の重要論点（商標の類否等）を中心とする研修を実施してほしい、最近の特許事件やインターネットを通じた著作権事件に苦慮しているが、インドネシアでは先例が乏しく、日本における重要論点の判断方法や専門的知見の獲得

方法について学習したい、知財事件における損害額の算定に困難を感じているなどの意見があった。他方、インドネシアの知財研修の講師候補者や、上記執務参考資料を中心的に作成する知財ワーキンググループの裁判官らは、知財事件の一般的な知識を有しており、将来において重要な役割を果たしていくことが期待されているものの、未だ商事裁判官としての経験がない者も多く、特に実際の事件処理で問題になる重要論点に関する知見が十分であるとはいえない。さらに、知財分野における保全・執行も十分に機能していないという問題がある。

そこで、本研修においては、知的財産法全般にわたる重要論点の解決に関する能力の獲得をメインテーマに据え、裁判官向けの研修を担当する講師として必要・有用な知見、執務参考資料の作成に必要・有用な知見の取得を目指すとともに、インドネシアでは、特許事件等における専門的知見の獲得に困難を生じていること等の問題があることを踏まえ、ビジネスコートや特許庁等を訪問し、日本の裁判所が特許庁と連携して中立的かつ専門的な知見を得ている方法を理解してもらい、将来の裁判所の制度設計の参考にしてもらうことを目指すこととした。

本研修の参加者は、別添1のとおりであり、本研修の日程は別添2のとおりである。



集合写真（法務省）

第3 研修の内容（以下は日程順に記載する。）

1 日本の知財紛争に関する講義

講義「日本の知財紛争の動向」では、当部の國井陽平教官が、日本の知財紛争の概況、審理の特色、最近の動向について紹介し、本研修の導入となる講義とした。

研修参加者からは、研修テーマである知財関連訴訟における損害額の算定方法、知財分野における民事執行、知財調査官に関する質問のほか、日本の裁判所組織・人事に関する質問がなされるなど、インドネシアにおける実務的な関心を知ることができた。

2 特許法の論点に関する講義・意見交換

講義・意見交換「特許法の論点（クレーム解釈、新規性・進歩性の判断構造）」では、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員であるユアサハラ法律特許事務所の飯村敏明弁護士（元知的財産高等裁判所長）を講師に迎え、午前には特許法の重要論点である上記各論点に関する講義をしていただき、午後には具体的な事例を用いた意見交換を実施した。

講義においては、クレーム解釈や新規性・進歩性の判断構造に関する原則論や重要論点を飯村先生の豊富な実務経験を交えて御説明いただくとともに、進歩性の裁判例を数多く御紹介いただいた。意見交換においては、特許庁と裁判所の進歩性の判断が分かれた事例（洗濯機の発明）を題材とした議論を行い、研修参加者からは先行発明と技術分野が異なっていることに着目した意見が出されるなど講義の内容を踏まえた実質的な検討がされた。



飯村先生による御講義の様子

3 ビジネス・コートへの訪問

- (1) ビジネス・コート（知的財産高等裁判所、東京地方裁判所知的財産権部）への訪問では、知的財産高等裁判所の裁判官による概要説明、施設見学に加え、東京地方裁判所知的財産権部の國分隆文部総括判事から「知財事件における保全・執行の実情」について、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員である知的財産高等裁判所の勝又来未子判事から「損害額の算定」についての講義をしていただき、さらに知財調査官制度に関する概要説明をしていただいた。
- (2) 知的財産高等裁判所の裁判官による概要説明では、インドネシア側から事前に募った質問事項を踏まえ、知的財産高等裁判所及び知財訴訟に関する統計、民事事件と審決取消訴訟のいわゆる「ダブルトラック」の問題、知財事件における営業秘密の保護について御説明いただいた。研修参加者からは、審決取消訴訟の取消率に関する統計を踏まえ、取消しの理由や取消しが多い分野を尋ねる質問がされるなど

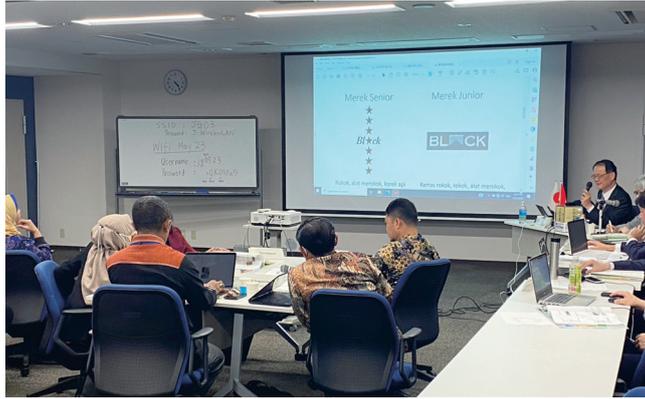
強い関心を持った様子であった。

- (3) 國分部総括判事の御講義では、知財事件における民事保全、民事執行の実情について御説明いただいた。民事保全、民事執行のそれぞれにつき日本の制度とインドネシアの制度を比較し、さらに重要な点につきディスカッションのポイントを明示していただくなど大変充実した講義資料を御準備いただいた。研修参加者からは、民事保全については正しい判断と迅速な判断を両立することが難しい、民事執行については、執行の申立てがあると債務者が反訴提起や再審申立てをするため審理が停滞する、判決主文が何を命じているのか不明な場合があるなどの具体的な悩みが挙げられ、講師との意見交換がされた。
- (4) 勝又判事の御講義では、知財関連訴訟における損害額の算定について御説明いただいた。インドネシアでは、損害額の算定に関する条文はなく、最高裁判所回章に損害賠償額は侵害者の得た利益を考慮して算出する旨の規定があるのみであり、裁判官が損害の算定に苦慮する場面があるとのことである。勝又判事には特許法102条1項から3項の規定とその考え方につき、平易な事例を用いて丁寧に御説明いただき、研修参加者は損害額の推定の手法について理解を深めた様子であった。
- (5) 知財調査官制度に関する概要説明では、勝又判事及び秋田将行知財調査官より、マッサージ機の発明に関する特許事件を題材として、調査報告の様子を実演していただいた。研修参加者は、調査官制度の有用性に大変興味を持った様子であり、実演していただいた事例に関する質問のほか、知財調査官の事務上の位置付け、経歴等に関する質問等を積極的に行っていた。

4 商標法の論点に関する講義・意見交換

講義・意見交換「商標法の論点（商標の類否、周知性、不正の目的の判断構造）」では、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員である東京大学先端科学技術研究センターの玉井克哉教授を講師に迎え、午前には商標法上の重要論点である上記各論点に関する講義をしていただき、午後には具体的な事例に基づいたグループディスカッションを実施した。

講義については、基本となる判断枠組に加え、具体的な事例が複数紹介されたが、例えば、商標の類否については、外観、称呼、観念の3点を機械的に観察するだけでなく、取引の実情に着目した検討方法についても分かりやすく御説明いただいたため、研修参加者のために大変勉強になる内容であった。グループディスカッションにおいても、主に商標の類否に関する具体的な事例につき、研修参加者は意見を出し合い主体的に取り組んでいた。研修参加者の中には、午前の講義内容を踏まえ、取引の実情を実質的に検討することができている者もいた。



玉井先生による御講義の様子

5 特許庁への訪問

特許庁への訪問では、特許庁の施策、特許審査の概要、特許審判の概要、商標制度の概要について御説明いただくとともに、審査室及び審判廷を見学させていただきました。研修参加者は、特許審査における先行技術調査の手法やそのデータベースの紹介を受けたり、審判廷で用いられている機材やシステムを見学したりすることができ、大変感銘を受けた様子であった。

6 著作権法の論点に関する講義・意見交換

講義・意見交換「著作権法の論点（インターネット上の著作権侵害、翻案権侵害、損害の算定）」では、本プロジェクトの裁判所支援アドバイザーグループ委員である桜坂法律特許事務所の林いづみ弁護士を講師に迎え、午前には著作権法の基礎知識、著作権侵害訴訟のポイント（特に翻案権侵害の判断基準）、侵害訴訟以外のエンフォースメント等に関する講義をしていただき、午後には具体的な事例に基づいたグループディスカッションを実施した。

講義については、インドネシアには著作権事件の数や裁判例が乏しく、重要論点である翻案権侵害の判断基準も定まっていないという現状を踏まえ、基礎的な部分から説明していただき、研修参加者のために大変重要なものとなった。グループディスカッションにおいては、ゲーム内のキャラクター画像につき翻案権侵害の成否が問題となる事案を題材とした。ゲームは著作物の集合体であり、ゲーム内のキャラクター画像も著作物であるという点に理解が及んでいなかった者も散見されたが、多くの研修参加者は、キャラクター画像の特徴を丹念に検討し的確な意見を述べていた。その後の質疑応答でも著作権侵害品を放置したECサイトの法的責任に関する質問があるなど、全体として研修参加者の問題意識は非常に鋭いものであった。



林先生による御講義の様子

第4 おわりに

本研修は、知的財産法全般にわたる重要論点の解決に関する能力の獲得をメインテーマに据え、裁判官向けの研修を担当する講師として必要・有用な知見、執務参考資料の作成に必要・有用な知見の取得を目的としていたところ、特許法、商標法、著作権法、知的財産法全般にまたがる重要論点につき、日本側の知見を提供することにより、主たる目的を達することができた。将来的な課題認識の醸成を目的とした知財調査官による技術説明・調査報告の有用性についても十分な理解を得たと思われる。研修全般を通じて、ケーススタディーやグループディスカッションを積極的に取り入れたことにより、研修参加者が自らの理解度を確かめる機会も十分に担保することができた。

最終日に実施した総括質疑においては、研修参加者が研修において印象に残った点を述べていく中で、日本側が理解してほしいと考えていた点が数多く具体的に指摘された。本研修には、知財事件の第一審を扱う商事裁判所所属の裁判官と、最高裁判所所属の若手裁判官が参加しており、研修の中で提供した知的財産法の重要論点に関する知見は、商事裁判所の実務においてすぐに参考とできるものであるし、専門的知見の獲得方法に関する知見は、将来の裁判所の制度設計の参考になるものであるため、裁判・司法行政実務の中核を担う人材にかかる重要なインプットを行い、問題点を認識してもらうことができたことは大きな成果であり、本プロジェクトの目的達成に貢献できたのであれば幸いである。

最後に、本研修で講師やモデレーターを務めていただいた先生方、訪問を受け入れていただいた各機関の担当者の方々、その他本研修に御協力いただいた関係者の皆様方に、心より御礼を申し上げます。

インドネシア法整備支援第15回本邦研修 研修参加者名簿

1	ナワンサリ
	Ms. Nawangsari, S.H., M.H. 最高裁特別民事事件担当調査官(高裁判事)
2	イ マデ スカダナ
	Mr. I Made Sukadana, S.H., M.H. 最高裁司法調査研究教育研修総局司法判事(高裁判事)
3	ラフミワン ムリアネティ
	Ms. Rafmiwan Murianeti, S.H., M.H. 最高裁特別民事事件担当調査官(高裁判事)
4	ルディ スパルモノ
	Mr. Rudi Suparmono, S.H., M.H. スラバヤ地裁所長・同地裁商事裁判所裁判官
5	スタルノ
	Mr. Sutarno, S.H., M.H. スラバヤ地裁商事裁判所裁判官
6	ベトウシ シスケ マノエ
	Ms. Betsji Siske Manoe, S.H., M.H. 中央ジャカルタ地裁商事裁判所裁判官
7	フィクトル トギ ルマホルボ
	Mr. Victor Togi Rumahorbo, S.H., M.H. メダン地裁所長/同地裁商事裁判所裁判官
8	スサンティ アルシ ウィバワニ
	Ms. Susanti Arsi Wibawani, S.H., M.H. 中央ジャカルタ地裁商事裁判所裁判官
9	シヤムスル アリフ
	Mr. Syamsul Arief, S.H., M.H. 最高裁司法研修所長
10	ヨギ アルソノ
	Mr. Yogi Arsono, S.H., K.N., M.H. スマラン地裁商事裁判所裁判官
11	アクマッド ラシド プルバ
	Mr. Achmad Rasyid Purba, S.H., M.Hum スマラン地裁商事裁判所裁判官
12	アリフ サプト ヌグロホ
	Mr. Arief Sapto Nugroho, S.H., M.H. 最高裁特別民事事件担当書記官代行(司法判事)
13	ファリッド ヒダヤト ソパメナ
	Mr. Farid Hidayat Sopamena, S.H., M.H. マカッサル地裁商事裁判所裁判官
14	グセ プラユディ
	Mr. Guse Prayudi, S.H., M.H. 最高裁育成室長特別秘書(司法判事)
15	ワワン エディ プラステイヨ
	Mr. Wawan Edi Prastiyo, S.H., M.H. 最高裁民事室長補佐判事(司法判事)

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 坂本達也(SAKAMOTO, Tatsuya)

教官 / Professor 國井陽平(KUNII, Yohei)

主任国際専門官 / Administrative Staff 菅原優志(SUGAWARA, Yushi)

国際専門官 / Administrative Staff 矢口昌宏(YAGUCHI, Masahiro)

インドネシア法整備支援第15回本邦研修日程表

【担当教官:坂本教官 担当専門官:菅原専門官、矢口専門官】

月日	曜					備考
5 /	水	入国				
5 /	木	10:00 JICAブリーフィング	12:30 TIC	14:00 ICDオリエンテーション	15:00 15:00 【講義】日本の知財紛争の動向	17:00 TIC泊
5 /	金	10:00 【講義】特許法の論点(クレーム解釈、新規性・進歩性の判断構造)	12:00 TIC	14:00 【事例研究・意見交換】特許法の論点(クレーム解釈、新規性・進歩性の判断構造)	15:00 17:10 TIC 國井教官、西尾専門家	17:10 TIC泊
5 /	土					TIC泊
5 /	日					TIC泊
5 /	月	9:50 裁判所訪問(知的財産高裁裁判所)	12:00 裁判所	14:00 【講義・意見交換】知財事件処理における諸問題(知財保全・執行、損害の算定)	17:00 17:00 勝又裁判官、國分裁判官	TIC泊
5 /	火	10:00 【講義】商標法の論点(商標の類否、周知性、不正の目的の判断構造)	12:00 TIC	14:00 【事例研究・意見交換】商標法の論点(商標の類否、周知性、不正の目的の判断構造)	17:00 17:00 玉井克哉教授	財団懇談会 TIC泊
5 /	水	9:50 【訪問】特許庁	12:00 特許庁	12:30 意見交換会	14:30 15:00 上富所長、内藤部長 赤れんが 研修準備	17:00 TIC泊
5 /	木	10:00 【講義】著作権法の論点(インターネット上の著作権侵害、翻案権侵害、損害の算定)	12:30 TIC	13:55 【事例研究・意見交換】著作権法の論点(インターネット上の著作権侵害、翻案権侵害、損害の算定)	17:10 17:10 林いづみ弁護士	TIC泊
5 /	金	10:00 総括質疑・意見交換	12:00 TIC	14:00 評価会・修了式	16:00 TIC	TIC泊
5 /	土	出国				